

海外ビジネス情報



ニューヨーク

米国の「ホワイトカラー・エグゼンプション」最低給与引き上げの動き

北陸銀行 国際部
ニューヨーク駐在員事務所
所長 馬場 正樹

日本同様、米国でも公正労働基準法（FLSA）によって、時間外労働の割増賃金を規定しており、週に40時間を超える労働に対して企業は1.5倍の割増賃金を払う義務があります。しかし第13条(a)(1)の規定により、特定の従業員はこの労働時間制度の「免除（exemptions）」対象となっており、最低賃金や時間外手当などの規定が免除されます。免除職種の一部はいわゆる「ホワイトカラー・エグゼンプション」と呼ばれ、免除が適用されるためには以下の「給与水準」と「職務内容」に関する要件を満たす必要があります。

カテゴリー	給与水準	職務内容
Executive Exemption	週給684ドル以上 (年間35,568ドル以上)	人事権(採用・解雇・昇進・異動など)を持つ人材
Administrative Exemption		経営マネジメントに関して決定権を持つ人材
Professional Exemption		高度な科学知識を持つ人材 あるいは 芸術に長けたクリエイティブ人材

今般（2024年4月23日）、米国労働省が、このホワイトカラー・エグゼンプションの最低給与額を2024年7月1日と2025年1月1日の2段階で引き上げる、と発表しました。この最低給与基準は2027年7月1日以降、その時点の所得データを元に3年毎に改定されていきます。

引き上げ後の基準給与額は以下のとおりです。

現在	2024年7月1日 以降	2025年1月1日 以降
週給684ドル以上 (年間35,568ドル以上)	週給844ドル以上 (年間43,888ドル以上)	週給1,128ドル以上 (年間58,656ドル以上)

カリフォルニア州やニューヨーク州のように、州規定の最低給与基準が、上記の引き上げ基準をすでに上回っている州がいくつかありますが、大半の州では現在の基準と同額となっており、こうした州ではまずは2024年7月の基準を満たすよう、該当労働者の給与額の改定、もしくは「ノンエグゼンプト労働者」へのカテゴリー変更を検討する必要があります。ただし、ノンエグゼンプトに変更した場合は、時間外手当の支給対象となるので、出退勤管理などをしっかり行い、実労働時間の管理・把握を行うことが重要です。

いずれにせよ、企業にとっては人件費の上昇や対象労働者の処遇見直しなど、大きな負担を伴う法改正となります。

(※本件については、労働省が発表し施行に向けて動いていますが、今後産業界からの反発や訴訟などで施行が遅れたり内容が修正されたりする可能性もありますので、動向を注視する必要があります。)

参考資料:労働省サイト「法改正の発表」

<https://www.dol.gov/newsroom/releases/whd/whd20240423-0>

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp